

輸入麦販売に係る見積合せの実施について

令和7年10月8日

食料安定供給特別会計契約担当官
農林水産省農産局長 山口 靖

輸入麦の販売に係る見積合せを、下記のとおり実施しますので通知します。

記

1. 販 売 対 象 麦 の 種 類 小 麦
2. 銘 柄 及 び 数 量 別紙1のとおり
3. 引 渡 条 件 輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領第3章の I に定めた条件とする。
4. 現 品 引 渡 日 荷渡指図書交付日
5. 見積合せに参加する者に必要な資格
- 輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領(平成21年7月1日付け21総食第102号総合食料局長通知。以下「基本要領」という。)第3章の I に基づき農林水産省農産局長(以下「農産局長」という。)が承認した買受資格者であって、買受申込みを行った者であること。ただし、農産局長が特に必要と認めて見積合せを実施する場合は、この限りでない。
6. 契 約 条 項 を 示 す 場 所 農林水産省農産局農産政策部貿易業務課
7. 見 積 合 せ の 日 時 及 び 場 所
- (1) 場 所 農林水産省農産局農産政策部貿易業務課
- (2) 日 時 令和7年10月10日(金) 午前9時30分～午前10時15分
- ※ 本案件は、情報管理システムで行う対象案件である。
なお、システム障害等発生の場合は連絡の上、日時を変更する。
8. 見 積 書 に 関 する 事 項
- 見積書に記載する金額は、消費税及び地方税相当額(以下「消費税相当額」という。)を含まない金額とし、契約金額は見積書に記載された金額(複数のロットを購入した場合は、当該見積書に記載された各ロットごとの金額を合算した金額)に消費税相当額(この金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を四捨五入して得た金額)を加算した額とする。
9. 見 積 り の 無 効
- 次の各号の一に該当する申込みは無効とする。
- (1) 買受資格がない者がした申込み。
- (2) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条に該当する者がした申込み。
- (3) 食料安定供給特別会計(食糧管理勘定)事業用物品競争契約指名停止等措置要領(平成23年9月1日付け23生産第4314号生産局長通知)に基づく指名停止を受けている期間中の者がした申込み。

- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てをしている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者がした申込み。ただし、会社更生法に基づき更正手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者であって、手続開始の決定がなされた後において買受資格の再認定を受けている者は除く。
- (5) 見積書の提出に際し、虚偽の申告をした者がした申込み。
- (6) 見積価格を訂正した申込み、円未満の端数を付した申込みその他所定の記載方法によらない申込み。
- (7) 同一人が、同一ロットに対し2通以上の見積書を提出して行った申込み。
- (8) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者がした申込み。
- (9) 本通知において見積書の提出に関して制限を設けた場合に、その制限に反して見積書を提出した者の申込み。
- (10) 買受申込みの内容と異なるもの。(不可抗力その他買受申込人の責に帰さない事由によりやむを得ないと農産局長が判断した場合を除く。)
- (11) 暴力団排除に関する誓約事項(基本要領第3章のⅠ別紙3-Ⅰ-2)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた申込み。

10. 買 受 予 定 人 の 決 定 方 法

- (1) 販売予定価格以上の価格の申込みを行った買受申込人のうち、申込価格の高いものから順次販売可能数量に達するまでの買受申込人をもって買受予定人とする。
- (2) 買受可能となるべき同一価格の申込みをした買受申込人が2人以上あるときは、申込数量の多い者から順次買受予定人とする。
- (3) 買受可能となるべき同一価格、同一数量の申込みをした買受申込人が2人以上あるときは、直ちに当該買受申込人にくじを引かせて買受予定人を決定する。
- (4) (3)の場合において、情報管理システムを利用した見積合せの場合は、買受申込人に代わって、見積合せを執行する職員以外の職員にくじを引かせる。
- (5) (1)から(4)までの場合において、最後の順位の買受申込人の申込数量が他の申込人の申込数量と合計して販売可能数量を超える場合は、その超える数量については申込みがないものとする。

11. 契 約 保 証 金 の 納 付

買受予定人として決定された者は、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の9に規定する契約保証金を、契約締結までに食料安定供給特別会計契約担当官農林水産省農産局長(以下「契約担当官」という。)が別途指示する方法により納付すること。ただし、契約担当官から契約保証金を免除する旨の通知を受けている場合には、この限りでない。

12. 契 約 の 締 結 に 関 する 事 項

買受予定人として決定された者は、基本要領第3章のⅠ第6の5の定めるところにより輸入麦売買契約書を作成し、記名押印の上、契約担当官に提出すること。

13. そ の 他

- (1) 見積合せ申込者は、基本要領及び基本要領に定める輸入麦売買契約書の契約条項等を熟知の上、見積合せに参加すること。
なお、輸入麦売買契約に係る買受代金の延納措置を希望する者は、「食糧用輸入小麦の買受代金に係る延納措置実施要領」(平成22年8月20日付け22総食第464号総合食料局長通知)等を熟知の上、見積合せに参加すること。
- (2) 輸入麦の買入委託契約を農林水産省と締結した者が、船積違約に係る賠償金を免除されている場合については、買受予定人への賠償金も発生しない。

14. 契 約 締 結 期 限

契約の締結期限は、令和7年10月22日(水)とする。

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されています。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当省のホームページ(<https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/kitei.pdf>)をご覧ください。
- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

令和7年10月8日

販 売 ロ ッ ト 表

見積合せ日：令和7年10月10日

ロット番号	産地国銘柄	販売数量 (単位:トン)	備 考
41	オーストラリア産 ASW	56,560	
42	アメリカ産 WW	46,725	
43	アメリカ産 HRW(SH)	65,870	
44	アメリカ産 DNS	40,418	
45	カナダ産 1CW	187,286	

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

(1) 暴力的な要求行為を行う者

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、買受申込書の提出をもって誓約いたします。